長与町農業委員会会議録

平成２９年３月２８日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年３月農業委員会総会

１．日時　　平成２９年３月２８日（火）　　９時３０分から１０時５０分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１５名）

議　長　　１番　田中　稔

議　長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　３番　山口　益子　　５番　白﨑　純範　　６番　河内　秀治

７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

１０番　水谷　勉　　１１番　柿本　正博　　１２番　柿本　香代

１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代　　１５番　松尾　義徳

１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（１名）

４番　入江　武則

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１１番　柿本　正博　　１３番　上杉　司

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　森　省二

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係主任　　岩瀬　博暢

事務局　おはようございます。定刻前ですがお揃いになりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。それでは、平成２９年３月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１５人の出席であることを、報告致します。本日の欠席者は、４番、入江武則委員のお一人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　おはようございます。それでは、平成２９年３月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１１番、柿本正博委員、１３番、上杉司委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第５条の規定による許可申請が１件、第２号議案農用地利用集積計画が７件と第３号議案では、第２号議案の３件目から７件目の案件に伴って農用地利用配分計画案の意見聴取が５件出されております。第２号議案の３件目から７件目と第３号議案については農地中間管理機構との貸し借りに関する議案です。そして報告事項では、農地法第５条の届出が１件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。では、第１号議案農地法第５条の許可申請について説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号３、申請地は、長与町嬉里郷（地番）、畑、６７㎡と同じく（地番）、畑、１，１６８㎡、合計面積は、畑の１，２３５㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。申請者は譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が、長与町三根郷（地番）、（氏名）さん、申請目的は、共同住宅、駐車場、資材置場、倉庫併用住宅の建築及び造成のための所有権移転になります。施設概要は、アパートが、木造コロニヤル葺２階建、建築面積２１５．３２㎡で、駐車場１４台分、資材置場になります。倉庫併用住宅が、木造コロニヤル葺２階建、建築面積５２．１７㎡となります。申請地は、県道長崎多良見線の道路拡幅事業に伴う事業用地の代替地になります。事業用地内にあった譲受人の自己所有物件の移転先として条件を満たす当該申請地を県が斡旋し、アパート等を建築することとなっております。申請地は盛土が最高１．１ｍ、切土が最高１．３ｍの宅地造成を行う予定であり、コンクリート全面施工のため土砂流出等の被害は生じないとしております。申請地の周囲は宅地と町道と河川に囲まれており、近傍農地への影響はないものと判断されます。雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は公共下水道となります。都市計画区域外になります。なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございません。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。嬉里郷の町道を（店舗名）から○○方向へ進みまして、○○の方に行ける三叉路がありますが、約７０ｍ直進した道路の右側になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

９番、山本委員。

９　番　　１５日に現地立会いを行いました。申請地の周囲は、宅地や資材置場になっており近隣に農地が無いので特に問題はありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
８番、柳原委員。

８　番　　今回の売買金額はいくらですか。

事務局　　申請書によると、土地購入費は〇〇万円です。

８　番　　（譲受人）さんが移転されることにより、県道の拡幅工事が進むのはいいことだと思います。移転に対する補償金はありますか。

事務局　　あります。

８　番　　わかりました。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見、質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第５条の許可申請を県へ進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。
続いて第２号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月、規定、集計表等については省略させていただきます。それでは議案書の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町三根郷（地番）、田、２，０６７㎡と（地番）、田、３２㎡の２筆です。利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間で年間借り賃は２筆で米○○ｋｇです。継続になります。
土地の所在ですが、７ページをお開き下さい。図面を見て頂ければ分かると思いますが、三根郷の○○橋の手前の○○バス停付近の町道の両脇になります。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。
８番、柳原委員。

８　番　　借主の（氏名）さんは、長期に渡り（氏名）さんより借りておられます。冬も白菜を作付けされており適切に管理されておりますので問題ありません。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。次に２件目について説明をお願いします。

事務局　　次に８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長

与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、１，７４３㎡の１筆です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間で、年間借り賃は米〇〇ｋｇです。継続になります。

土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。斉藤郷の〇〇地区で、（店舗名）がありますが、その裏側になります。昭和５６年～５７年に行われた圃場整備区域内の農地です。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　この案件は、継続です。水稲を作付け中のため問題はありません。

議　長　　地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。次に３件目に入る訳でございますが、第２号議案の３件目から７件目については、冒頭に申し上げたとおり第３号議案の農用地利用配分計画案と、関連した議案となりますので、併せて審議することにいたします。

それでは、第２号の３件目から７件目の案件、そして、第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について続けて説明して下さい。

事務局　　それでは、１１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、１，２２３㎡、（地番）、畑、４，１２０㎡、平木場郷（地番）、畑、２，３０８㎡、（地番）、畑、１，９１８㎡、そして（地番）、畑、１，２８０㎡の５筆、合計

面積１０，８４９㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間です。新規です。

１５ページをお開き下さい。平木場郷の図面をつけておりますが、図面下の部分が（地番）と（地番）になりまして、右上のところが、（字名）の３筆になります。なお、図面上の申請地４筆は５筆の間違いですので、訂正をお願いいたします。

続いて１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、４，２３１㎡、岡郷（地番）、畑、２，０３４㎡の２筆で合計面積６，２６５㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間で年額〇〇円です。新規です。

１９ページをお開き下さい。岡郷の〇〇地区で、図面の右側が（地番）でその斜め上が（地番）になります。

次に２０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、１，６８７㎡、（地番）、畑、２，０４２．４㎡、（地番）、畑、４８４㎡、（地番）、畑、９８㎡、（地番）、畑４，９１９㎡、そして岡郷（地番）、畑、１，９５１㎡、（地番）、畑、３，０２４㎡、岡郷（地番）、畑、３８１㎡、（地番）、畑、６９６㎡、（地番）、畑、７６２㎡、（地番）、畑、２，６９６㎡の合計面積１８，７４０．４㎡です。利用権の種類は、使用貸借で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間です。新規です。

２３ページをお開き下さい。これは岡郷の〇〇地区の図面でご覧頂くということで、３字の１１筆になります。

２４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、２６０㎡、（地番）、畑、１４㎡、岡郷（地番）、畑、５，３４４㎡、（地番）、畑、１，３７４㎡、（地番）、畑、１６７㎡で５筆の合計面積７，１５９㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間で年額〇〇円です。新規です。

２８ページをお開き下さい。岡郷〇〇地区の国道２０７号線の大きく左カーブになっている上側付近の（字名）の２筆と（字名）の３筆の計５筆になります。ちょっと見づらいですが、確認していただければと思います。

２９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市江平町（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、２，１３３㎡、（地番）、畑、２，２９６㎡、岡郷（地番）、畑、１９０㎡、（地番）、畑、８１８㎡、岡郷（地番）、畑、３，７６２㎡、（地番）、畑、３４３㎡、（地番）、畑、３６０㎡、（地番）、畑、１，４７７㎡、（地番）、畑、１，１４７㎡で９筆の合計面積１２，５２６㎡で

す。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３４年５月９日までの５年間です。新規です。

３３ページをお開き下さい。岡郷の〇〇地区から〇〇の図面になりますが、図面下の（字名）の２筆と図面上側になりますが、国道２０７号から〇〇工場の方向へ下りまして〇〇工場手前の集落の西側の一帯の７筆になります。

次に第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてですが、３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の１１ページと同様ですので省略させて頂きます。長与町平木場郷（地番）、畑、１，２２３㎡、（地番）、畑、４，１２０㎡、平木場郷（地番）、畑、２，３０８㎡、（地番）、畑、１，９１８㎡、そして（地番）、畑、１，２８０㎡の５筆の合計面積１０，８４９㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間です。新規です。

６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の１６ページと同様ですので省略させて頂きます。長与町岡郷（地番）、畑、４，２３１㎡、岡郷（地番）、畑、２，０３４㎡、の２筆で合計面積６，２６５㎡です。利用権の種類は、賃貸借で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間で年額〇〇円です。新規です。

９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の２０ページと同様ですので省略させて頂きます。長与町岡郷（地番）、畑、１，６８７㎡、（地番）、畑、２，０４２．４㎡、（地番）、畑、４８４㎡、（地番）、畑、９８㎡、（地番）、畑、４，９１９㎡、そして岡郷（地番）、畑、１，９５１㎡、（地番）、畑、３，０２４㎡、岡郷（地番）、畑、３８１㎡、（地番）、畑、６９６㎡、（地番）、畑、７６２㎡、（地番）、畑、２，６９６㎡の合計面積１８，７４０．４㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間です。新規です。

１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市川平町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の２４ページと同様ですので省略させて頂きます。長与町岡郷（地番）、畑、２６０㎡、（地番）、畑、１４㎡、岡郷（地番）、畑、５，３４４㎡、（地番）、畑、１，３７４㎡、（地番）、畑、１６７㎡で５筆の合計面積７，１５９㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３９年５月９日までの１０年間で年額〇〇円です。新規です。

１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市江平町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の２９ペー

ジと同様ですので省略させて頂きます。長与町岡郷（地番）、畑、２，１３３㎡、（地番）、畑、２，２９６㎡、岡郷（地番）、畑、１９０㎡、（地番）、畑、８１８㎡、岡郷（地番）、畑、３，７６２㎡、（地番）、畑、３４３㎡、（地番）、畑、３６０㎡、（地番）、畑、１，４７７㎡、（地番）、畑、１，１４７㎡で９筆の合計面積１２，５２６㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は樹園地です。平成２９年５月１０日から３４年５月９日までの５年間です。新規です。以上で説明を終わります。

議　長　　地区委員さんの補足説明があればお願いします。まず、１１ページ。
２番、辻委員。

２　番　　今回５筆の貸借ですが、（字名）の２筆は梨と一部柿を植えられており、現在は剪定も終わり管理されています。（字名）の一部は基盤整備されています。息子さんが農業をされており管理できている。周囲も管理されているので問題ありません。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　　農地中間管理事業のノルマは、ありますか。

事務局　　目標の数値に関する資料を持っておりませんが、達成していないため中間管理事業を利用していただくようお願いしている。

１０番　　認定農業者の面談の際に、ＡtoＡを推進していたが、ＡtoＡはどうかと思うので見守ったほうがいいと思われる。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　以前、事務局より賃借料の平均の資料をもらったが、今回の賃借料については金額に幅がある。賃借料はどのように決められていますか。

事務局　　以前お知らせした資料については、平成２７年度に貸借があった賃借料を元に平均値をお

示しした資料となります。今回の賃借料につきましては、相対で決めてありますので、金額の幅があります。オリーブの栽培を予定されている農地については、しばらく収益が上がらないということで、固定資産税程度の金額が賃借料になっていると聞いております。

１６番　相対で賃借料を決めるとのことだが、幅があるので貸借をする際の賃借料の目安を決めたら良いと思う。

事務局　産業振興課と協議したいと思います。

議　長　他にありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　農地によって営農から遊休農地までランクを分けて目安の賃借料を決めたらいいと思う。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　２件目に対する地区担当委員さんからの補足説明、ご意見、質問はありませんか。

【補足説明・意見・質問無し】

議　長　３件目に対する地区担当委員さんからの補足説明、ご意見、質問はありませんか。

【補足説明・意見・質問無し】

議　長　４件目に対する地区担当委員さんからの補足説明、ご意見、質問はありませんか。

【補足説明・意見・質問無し】

議　長　　５件目に対する地区担当委員さんからの補足説明、ご意見、質問はありませんか。

【補則説明・意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。まず、第２号議案の３件目から７件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので、許可することに決定致します。
続いて、第３号議案の２ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案、３件目から７件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。まず、第２号議案の３件目と第３号議案の１件目について意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された委員が１５人で、過半数を超えていますので、意見なしで町長に報告いたします。

議　長　　次に、第２号議案の４件目と第３号議案の２件目について意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された委員が１５人で、過半数を超えていますので、意見なしで町長に報告いたします。
次に、第２号議案の５件目と第３号議案の３件目について意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された委員が１５人で、過半数を超えていますので、意見なしで町長に報告いたします。

次に、第２号議案の６件目と第３号議案の４件目について意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された委員が１５人で、過半数を超えていますので、意見なしで町長に報告いたします。

次に、第２号議案の７件目と第３号議案の５件目について意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された委員が１５人で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

今回の案件につきましては、すべて意見なしで、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　別紙の平成２９年３月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、建築業です。譲受人は、（氏名）さん、長与町丸田郷（番地）、会社員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、１８４㎡です。３．転用計画は、住宅用地。４．申請日は平成２９年３月７日。５．専決処分の日は平成２９年３月８日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２９年３月２８日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に２ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年３月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。